

法律事務所等の名称等に関する規程及び外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程の解釈及び運用の指針

(平成25年3月14日理事会議決)

改正 平成26年 6月19日  
同 26年12月18日  
令和 3年 6月18日

目次

- 第1 総則
- 第2 弁護士の事務所名称—事務所名称規程第2章
- 第3 弁護士法人及びその法律事務所の名称—事務所名称規程第3章
- 第4 違反行為に対する措置—事務所名称規程第4章
- 第5 外国法事務弁護士事務所等名称規程
- 附則

第1 総則

1 目的

この指針は、法律事務所等の名称等に関する規程（会規第75号。以下「事務所名称規程」という。）及び外国法事務弁護士事務所等の名称等に関する規程（会規第76号。以下「外国法事務弁護士事務所等名称規程」という。）の解釈及び運用に関する指針を定めることを目的とする。

2 解釈及び運用の基準

- (1) 本会は、事務所名称規程及び外国法事務弁護士事務所等名称規程（以下この項において「規程」と総称する。）の解釈及び運用に当たっては、弁護士及び外国法事務弁護士が事務所に、弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）が法人及び事務所に、それぞれ名称を付することについて有する自由を尊重し、過度に制限することがないようにしなければならない。
- (2) この指針において、「とする」又は「ものとする」とある部分は、規程の解釈及び運用の基準を示すものである。ただし、形式的な違反を問うことなく、常に具体的事案に応じた実質的な解釈を旨としなければならない。
- (3) この指針において、「しなければならない」とある部分に違反した場合は、本会において規程違反と解釈され得るものである。ただし、本会若しくは弁

護士会の綱紀委員会若しくは懲戒委員会又は本会の綱紀審査会の判断を拘束するものではない。

(4) この指針において挙げている例、事例等は、典型的なものであって、全ての例、事例等を網羅するものではない。したがって、当該例、事例等に限らず、これらに準じるものについても適用があるものとして解釈し、及び運用するものとする。

(5) この指針は、事例の集積に合わせて適時に改定するものとする。

### 3 用語の意義

この指針において使用する用語は、別段の定めのない限り、事務所名称規程及び外国法事務弁護士事務所等名称規程において使用する用語の例によるものとする。

## 第2 弁護士の事務所名称—事務所名称規程第2章

### 1 事務所名称規程第3条—「法律事務所」の文字使用

#### (1) 事務所名称規程第3条第1項

ア 次に掲げる例は、「法律事務所」の文字を使用していると認められるものとする。ただし、「法律・特許・商標・税務会計・国際事務所」等、「法律事務所」の文字をことさら分断して用いて法律事務所であることが判然としない名称は、「法律事務所」の文字を使用していると認められないものとする。

【例1】 法律特許事務所

【例2】 法律税務事務所

【例3】 法律会計事務所

【例4】 法律経済事務所

【例5】 法律総合事務所

【例6】 法律不動産鑑定事務所

イ 次に掲げる例は、「法律事務所」の文字を使用していると認められないものとする。

【例1】 弁護士事務所

【例2】 法律センター

【例3】 法律相談所

#### (2) 事務所名称規程第3条第2項

法律事務所に名称を付するときは、弁護士法人の社員又は使用人である弁護士は「弁護士法人」の、外国法事務弁護士に雇用されている弁護士は「外

「国法事務弁護士事務所」の、外国法事務弁護士法人の使用人である弁護士は「外国法事務弁護士法人」の、共同法人の社員又は使用人である弁護士は「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」の文字をそれぞれ使用することができるものとし、これ以外の法律事務所類似の文字（「弁護士事務所」、「法律相談所」等）を使用することができるものと解してはならない。

## 2 事務所名称規程第4条—使用文字

事務所名称等の使用文字等に関する規則（規則第105号。以下「規則」という。）第2条第4号の符号は、字句を区切る際の符号として使用する場合に限り用いることができるものとする。ただし、ピリオド（.）については、事務所名称の末尾が「法律事務所」である場合を除き、事務所名称の末尾に用いることができるものとする。

## 3 事務所名称規程第5条—同一名称の禁止

### (1) 同一性の判断

名称が同一であるか否かは、事務所名称の全体が一致するか否かにより判断するものとする。次に掲げる例は、「〇〇」の部分が同一の文字であっても、同一の名称ではないものとする。

【例】 「〇〇法律事務所」、「〇〇総合法律事務所」、「〇〇合同法律事務所」、「法律事務所〇〇」、「〇〇法律会計事務所」

### (2) 例外

#### ア 事務所名称規程第5条第1号

事務所名称に自己の氏又は氏名のみを用いる場合とは、当該事務所名称中の「法律事務所」の文字（弁護士法人の法律事務所である場合にあっては、「弁護士法人」の文字を含む。）を除いた部分が自己の氏又は氏名のみである場合をいう。

【例】 「(弁護士法人) 〇〇法律事務所」（「〇〇」は自己の氏又は氏名）

#### イ 事務所名称規程第5条第2号

共同事務所の他の弁護士の氏又は氏名のみを用いる場合とは、当該共同事務所の事務所名称中の「法律事務所」の文字を除いた部分が当該共同事務所の他の弁護士の氏又は氏名のみである場合及び当該共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名のみである場合をいう（共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名を列記する場合に、当該氏又は氏名に加えて、別に規則で定めるところにより使用が許される符号を用いるときを含む。）ものとする。

【共同事務所の他の弁護士1人の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「〇〇法律事務所」（「〇〇」は他の弁護士の氏又は氏名）

【共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「〇〇△△法律事務所」（「〇〇」及び「△△」はいずれも他の弁護士の氏又は氏名）

【共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名に加えて符号を用いる場合の例】

「〇〇—△△法律事務所」、「〇〇・△△法律事務所」、「〇〇&△△法律事務所」（「〇〇」及び「△△」はいずれも他の弁護士の氏又は氏名）

#### ウ 事務所名称規程第5条第3号

自己の氏又は氏名及び共同事務所の他の弁護士の氏又は氏名のみを用いる場合とは、当該共同事務所の事務所名称中の「法律事務所」の文字を除いた部分が自己の氏又は氏名及び当該共同事務所の他の弁護士の氏又は氏名のみである場合並びに自己の氏又は氏名及び当該共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名のみである場合をいう（自己の氏又は氏名及び共同事務所の1人又は数人の他の弁護士の氏又は氏名を列記する場合に、当該氏又は氏名に加えて、別に規則で定めるところにより使用が許される符号を用いるときを含む。）ものとする。

【自己の氏又は氏名及び共同事務所の他の弁護士1人の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「〇〇△△法律事務所」（「〇〇」は自己の氏又は氏名。「△△」は他の弁護士の氏又は氏名。順不同）

【自己の氏又は氏名及び共同事務所の他の弁護士1人の氏又は氏名に加えて符号を用いる場合の例】

「〇〇—△△法律事務所」、「〇〇・△△法律事務所」、「〇〇&△△法律事務所」（「〇〇」は自己の氏又は氏名。「△△」は他の弁護士の氏又は氏名。順不同）

【自己の氏又は氏名及び共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「〇〇△△□□法律事務所」（「〇〇」は自己の氏又は氏名。「△△」及び「□□」はいずれも他の弁護士の氏又は氏名。順不同）

【自己の氏又は氏名及び共同事務所の数人の他の弁護士の氏又は氏名に加えて符号を用いる場合の例】

「〇〇・△△・□□法律事務所」、「〇〇、△△&□□法律事務所」（「〇〇」は自己の氏又は氏名。「△△」及び「□□」はいずれも他の弁護士

の氏又は氏名。順不同)

#### エ 事務所名称規程第5条第5号

弁護士法人の主たる法律事務所の名称と同一の名称を用いる場合とは、当該弁護士の事務所名称中「法律事務所」の文字を除いた部分と当該弁護士法人の主たる事務所の名称中「弁護士法人」及び「法律事務所」の文字を除いた部分とが同一の文字である場合をいうものとする。

【例】 東京に所在する主たる事務所の名称が「あさがお法律事務所」である弁護士法人が大阪に「あさがお法律事務所大阪事務所」等の名称の従たる事務所のみを有する場合に、大阪において「あさがお法律事務所」を事務所名称とすること。

#### 4 事務所名称規程第6条—複数名称の禁止

(1) 複数の事務所名称を付することとは、登録されている事務所名称とは異なる事務所名称を用いる一切の場合をいうものとする。ただし、次に掲げる例の場合は、事務所名称を付したとまではいえないものとする。

【例1】 事務所名称を外国語表記して使用する場合 外国人に読ませるための補助的な手段にすぎないものと認められる限り、異なる事務所名称を付したとまではいえないものとする。

【例2】 「鈴木太郎法律事務所」において、電話の応対に「鈴木法律事務所」と称する場合 電話に対応した法律事務所を識別するのに足りる程度に事務所名称を簡略化して用いることは一般に相当な使用方法であり、恒常的又は固定的に他の事務所名称を用いたわけでもないから、異なる事務所名称を付したとまではいえないものとする。

(2) 複数の事務所名称を付することに該当する例は、次に掲げるとおりとする。

【例1】 登録されている事務所名称とは異なる略称、通称、愛称その他の名称を恒常的又は固定的に表示すること。

【例2】 登録されている事務所名称に略称、通称、愛称その他の文言を付加して名刺等に印刷し、業務広告等において表示するなど恒常的又は固定的に表示すること。

【例3】 「〇〇法律事務所内」を事務所の所在場所とし、かつ、別の事務所名称を付して登録事項に関する届出をすること。

【例4】 「〇〇法律事務所」の「〇〇」が漢字である場合に、「〇〇」を平仮名読みにした「△△△△」を用いて「△△△△法律事務所」との表記を「〇〇法律事務所」との表記と別に用いること（漢字の事務所名称の読み方が難解である場合等において、漢字の事務所名称のふりがなとして付

記されていることが明確である場合を除く。)

【例5】 登録されている事務所名称と別に取扱い分野を表示する方法として「〇〇センター」、「〇〇相談所」等の表示を用いること。

【例6】 法律事務所の名称を「〇〇研究所兼〇〇法律事務所」又は「〇〇センター兼〇〇法律事務所」とすること。

【例7】 隣接専門職との共同事務所として「〇〇税理士事務所〇〇法律事務所」との名称を用いること。

## 5 事務所名称規程第7条—誤認のおそれのある名称の禁止

### (1) 不正の目的

不正の目的とは、他の弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人又は共同法人（以下「相手方」という。）の法律事務所等と誤認・混同させようとする意思をいうものとする。これが認められるか否かの判断に当たっては、相手方の法律事務所等の名称又は法人名称（既に廃止されているものを含む。以下「相手方名称」という。）の知名度、相手方の法律事務所等が所在する地域との距離、活動範囲の重なり、取扱業務の類似性その他一切の事情を勘案するものとする。次に掲げる場合その他当該弁護士が当該事務所名称を用いることに必要性又は相当性が認められる場合には、ことさらに誤認・混同させようとする意思が認められる事情があるか否かを踏まえて判断するものとする。

ア 事務所名称規程第5条ただし書又は外国法事務弁護士事務所等名称規程第5条ただし書の規定により同一名称を用いることが認められる場合に準じて類似する事務所名称を用いる場合

イ 「法律事務所」（「総合法律事務所」、「合同法律事務所」、「法律特許事務所」、「法律会計事務所」等第1項第1号アの例を含む。）、「弁護士法人」、「外国法事務弁護士事務所」、「外国法事務弁護士法人」、「弁護士・外国法事務弁護士共同法人」等法律事務所等又は法人を表す部分を除いた個別の名称を表す固有の部分（以下「固有部分」という。）が、地名等法律事務所等が所在する地域を表すもの又は「ひまわり」、「あおぞら」、「さくら」等極めて一般的な用語のみである場合

ウ 相手方名称が使用されなくなってから相当期間経過している場合

### (2) 誤認されるおそれのある事務所名称に該当するか否かの判断要素

誤認されるおそれのある事務所名称に該当するか否かを判断する場合には、次に掲げる要素その他の相手方名称と誤認されるおそれのある事情を勘案するものとする。

ア 当該事務所名称の固有部分が相手方名称の固有部分と同一であるか否か、又は極めて類似しているか否か。

イ 当該事務所名称又はその固有部分が、相手方名称又はその固有部分若しくは固有部分中の字句に付属的な文言を付加して、当該相手方の法律事務所等と一定の関係があるように表示するものであるか否か。

## 6 事務所名称規程第8条一品位を損なう名称の禁止

品位を損なう名称とは、当該名称を付することにより弁護士の職業的名誉及び信用を損なうこととなるものをいい、当該弁護士の名誉及び信用を損なうだけでなく、弁護士全体の名誉及び信用を損なうこととなるものをいうものとする。品位を損なう名称の例は、次に掲げるとおりとする。

ア 奇異、低俗又は過度の期待を抱かせるもの

(ア) 事務所名称として奇異、低俗又は過度の期待を抱かせるものであって、品位を損なうものと認められる例

【例1】 「勝訴確実法律事務所」

【例2】 「格安法律事務所」

【例3】 「元特捜検事法律事務所」

【例4】 「日本一法律事務所」

(イ) 次に掲げる字句を用い、事務所名称として奇異又は低俗であり、品位を損なうものと認められる例

a 法律事務取扱いと関連性が認められず、かつ、ふさわしくない字句

【例】 地獄、悪魔、死神等

b その字句のみをもってしても法律事務所の名称としてふさわしくない用語

【例】 差別用語、性的な用語等

(ウ) 誤認・混同を生じるか否かにかかわらず、自己の氏又は氏名以外の個人（故人を含む。）の氏又は氏名を用いるもの（事務所名称規程第5条第2号に規定する共同事務所の他の弁護士の氏又は氏名を用いる場合等客観的かつ合理的な理由がある場合を除く。）

(エ) 氏名、地名等他の字句を付加せずに、「刑事法律事務所」、「特許法律事務所」、「知財法律事務所」「遺言相続法律事務所」等のように取扱分野を表す文字と「法律事務所」の文字のみで構成されるもの

(オ) 「交通事故」、「相続」、「遺言」、「債務整理」、「経営再生」等取扱分野を表す字句を用いることに加え、「専門」、「プロフェッショナル」、「マイスター」、「スペシャリスト」、「エキスパート」等その専門家である

旨を表示するもの

イ 違法行為、脱法行為等を示唆するようなもの

【例 1】 「法の抜け道法律事務所」

【例 2】 「裏技法律事務所」

ウ 法律事務所であることが判然としないもの

【例 1】 「〇〇法律事務所遺言相談室」等組織上の一区分のような表示であって、他にも当該法律事務所の組織上の区分が存在するかのごとく表示することにより外観上二重事務所の禁止に抵触するおそれのあるもの

【例 2】 第 4 項第 2 号【例 6】及び【例 7】に掲げるもの

エ 法令で使用を制限された文字を用いる等法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの

【例 1】 「〇〇銀行法律事務所」

【例 2】 「〇〇生命保険法律事務所」

【例 3】 「〇〇株式会社法律事務所」

オ 符号を多用するなどして著しく読みにくいもの

カ 公的機関若しくは著名な組織又は弁護士会若しくは弁護士会が実施する法律相談事業との関係を誤認させ、その他誤認・混同を生じさせるもの

【例 1】 「東京都法律事務所」

【例 2】 「日本弁護士会法律事務所」

【例 3】 「〇〇物産法律事務所」

【例 4】 「〇〇大学法律事務所」

【例 5】 「〇〇公設法律事務所」

【例 6】 「〇〇パブリック法律事務所」(弁護士会又は弁護士会連合会が設立、運営等に関与しているものを除く。)

【例 7】 「〇〇法律相談センター法律事務所」

【例 8】 「〇〇法務支援センター法律事務所」

【例 9】 弁護士法人の法律事務所でないのに、「支部」、「支所」等の文字を用いたもの

【例 10】 「有限」、「LLP」、「Limited」等の字句を用い、有限責任しか負わないかのような誤解を与えるおそれがあるもの

キ 本会又は弁護士会の会則に違反するもの

【例】 「〇〇弁護士会法律事務所」、「〇〇弁護協会法律事務所」等本会の会則第 30 条第 1 項に抵触するおそれのあるもの



## 7 事務所名称規程第9条—共同事務所における事務所名称

「〇〇法律事務所内」を事務所の所在場所とし、かつ、別の事務所名称を付して登録事項に関する届出をする場合については、事務所の所在場所として「〇〇法律事務所内」と届け出た弁護士は「〇〇法律事務所」の他の弁護士と事務所を共にしていると解さざるを得ないことから、「〇〇法律事務所」との名称を付さなければならないものとする。

## 8 事務所名称規程第10条—事務所名称の届出義務

第4項第2号【例1】、【例2】、【例4】及び【例5】に掲げる例は、いずれも事務所名称規程第10条第2項に違反するものとする。

## 第3 弁護士法人及びその法律事務所の名称—事務所名称規程第3章

### 1 事務所名称規程第11条—登記名称以外の使用禁止

「弁護士法人」の文字は、「〇〇法律事務所弁護士法人」のように最後尾に付すことができるものとする。「辯護士法人」の文字は、使用できないものとする。

### 2 事務所名称規程第12条—同一の法人名称の禁止

#### (1) 同一性の判断

名称が同一であるか否かは、法人名称の全体が一致するか否かにより判断するものとする。次に掲げる例は、「〇〇」の部分の同一の文字であっても、同一の名称ではないものとする。

【例1】 「〇〇弁護士法人」と「〇〇総合弁護士法人」又は「〇〇合同弁護士法人」

【例2】 「弁護士法人〇〇総合法律事務所」と「弁護士法人〇〇合同法律事務所」

#### (2) 例外

##### ア 事務所名称規程第12条第1号

【例】 東京に主たる法律事務所を有する「弁護士法人ひまわり」が大阪に従たる法律事務所「弁護士法人ひまわり大阪支所」のみを有する場合に、大阪にある弁護士法人は、「弁護士法人ひまわり」の法人名称を用いることができる。

##### イ 事務所名称規程第12条第2号

【1人の社員の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「弁護士法人〇〇（法律事務所）」（「〇〇」は社員の氏又は氏名）

【複数の社員の氏又は氏名のみを用いる場合の例】

「〇〇△△□□弁護士法人」（「〇〇」、「△△」及び「□□」はいずれも社員の氏又は氏名）

【複数の社員の氏又は氏名に加えて符号を用いる場合の例】

「〇〇—△△弁護士法人」、「〇〇・△△弁護士法人」、「〇〇&△△弁護士法人」（「〇〇」及び「△△」はいずれも社員の氏又は氏名）

ウ 事務所名称規程第12条第3号

【例】 第2第3項第2号アからウまでに掲げる例における事務所名称を「弁護士法人」の文字を除いた部分に用いたもの

3 事務所名称規程第13条—複数名称の禁止

事務所名称規程第6条の規定と同様に解釈するものとする。

4 事務所名称規程第14条—同一の事務所名称の禁止

(1) 同一性の判断

事務所名称規程第12条の規定と同様に解釈するものとする。

(2) 例外

事務所名称規程第12条ただし書の規定と同様に解釈するものとする。

5 事務所名称規程第15条—従たる法律事務所の名称

(1) 従たる法律事務所であることを明示した文言の付加の例（例中「主」とあるのは主たる法律事務所の事務所名称の、「従」とあるのは従たる法律事務所の事務所名称の例とする。以下同じ。）

ア 法人名称「弁護士法人A」に付加した例

【例1】 主「弁護士法人A」 従「弁護士法人A東京支所」

【例2】 主「弁護士法人A〇〇法律事務所」 従「弁護士法人A東京支所」

イ 主たる法律事務所の事務所名称「〇〇法律事務所」に付加した例

【例】 主「〇〇法律事務所」 従「〇〇法律事務所東京支所」

ウ 主たる法律事務所の事務所名称「弁護士法人A〇〇法律事務所」に付加した例

【例】 主「弁護士法人A〇〇法律事務所」 従「弁護士法人A〇〇法律事務所東京支所」

(2) 従たる法律事務所であることを明示した文言

ア 使用できる文言の例

【例1】 「〇〇従事務所」

【例2】 「〇〇支所」

【例3】 「〇〇分室」（ただし、主たる法律事務所の事務所名称に「分

室」という字句のみを付加する場合（例えば「〇〇弁護士法人分室」という名称）を除くものとする。）

【例4】 「〇〇支部」

【例5】 「〇〇Branch」、「〇〇ブランチ」

イ 使用できない文言の例

【例1】 「〇〇法律事務所別室」（主「〇〇法律事務所」の場合）

【例2】 「〇〇営業所」

【例3】 「〇〇店」

(3) 「法律事務所」の文字の重複使用の禁止

法人名称又は主たる法律事務所の名称に「法律事務所」の文字を使用している場合に、これに付加する従たる法律事務所であることを明示した文言に重ねて「法律事務所」の文字を使用することは許容されないものとする。

【例1】 「弁護士法人〇〇法律事務所△△法律事務所」（法人名称「弁護士法人〇〇法律事務所」の場合）

【例2】 「〇〇法律事務所△△法律事務所」（主「〇〇法律事務所」の場合）

(4) 従たる事務所の名称に、地名又は人名を用いる場合及び「事務所」との文字を用いる場合

ア 判断基準

主たる法律事務所の名称と従たる法律事務所の名称を比較して、従たる法律事務所の名称が主たる法律事務所と同一の弁護士法人の従たる法律事務所であることが明らかであると認められる場合は、当該従たる法律事務所の事務所名称は従たる法律事務所であることを明示した文言を付加した名称であるものとする。

イ 特定の地の従たる法律事務所であることが明らかであると認められる場合

【例】 主「弁護士法人A」 従「弁護士法人A東京法律事務所」

ウ 特定の所属弁護士の従たる法律事務所であることが明らかであると認められる場合

【例】 主「弁護士法人A」 従「弁護士法人A佐藤法律事務所」

エ 「事務所」との文字を用いることにより特定の地又は特定の所属弁護士の従たる法律事務所であることが明らかであると認められる場合

【例1】 主「〇〇法律事務所」 従「〇〇法律事務所東京事務所」

【例2】 主「〇〇法律事務所」 従「〇〇法律事務所佐藤事務所」

オ 主たる法律事務所の名称と従たる法律事務所の名称を比較して、従たる法律事務所の名称が主たる法律事務所と同一の弁護士法人の従たる法律事務所であることが明らかであると認められない場合

【例1】 主「弁護士法人A東京法律事務所」 従「弁護士法人A横浜法律事務所」

【例2】 主「弁護士法人A佐藤法律事務所」 従「弁護士法人A鈴木法律事務所」

【例3】 主「東京法律事務所」 従「弁護士法人A千代田法律事務所」

【例4】 主「佐藤法律事務所」 従「弁護士法人A鈴木法律事務所」

(5) 主たる法律事務所の名称に法人名称類似の文言を用い、主たる法律事務所の名称との比較において従たる法律事務所であることを明示する場合(次に掲げる例は、法人名称を「弁護士法人A法律事務所」とする場合のものである。)

【例1】 主「東京A法律事務所」 従「弁護士法人A法律事務所千代田事務所」

【例2】 主「佐藤A法律事務所」 従「弁護士法人A法律事務所鈴木事務所」

(6) 主たる法律事務所の名称に主たる事務所であることを明示する文言を付して従たる法律事務所であることを明示する場合

【例1】 主「弁護士法人A東京主事務所」 従「弁護士法人A千代田事務所」

【例2】 主「佐藤法律事務所弁護士法人A主事務所」 従「弁護士法人A鈴木事務所」

#### 第4 違反行為に対する措置—事務所名称規程第4章

##### 1 事務所名称規程第21条—弁護士名簿等への不記載等

###### ア 手続

弁護士名簿及び弁護士法人名簿に記載せず、又は記録しない措置（以下「不記載等の措置」という。）を採るか否かの判断は、常務理事会が行うものとする。不記載等の措置を採る場合においては、弁明の機会を付与するものとする。

###### イ 不記載等の措置が採られた事務所名称等の使用の禁止

弁護士名簿又は弁護士法人名簿への不記載等の措置が採られた事務所名称等は、届出の効力を生じず、当該事務所名称等を使用することはできな

いものとする。この場合において、本会は、弁護士法人名簿への不記載等の措置が採られた法人名称及び事務所名称について適正な名称に変更の上届け出るよう求めるものとする。

## 2 事務所名称規程第22条—是正措置等

(1) 本会は、次に掲げる措置等を採用することができる。

ア 事務所名称又は法人名称の変更を命じること。

イ 事務所名称を付しているにもかかわらずその届出をしない弁護士及び事務所名称の届出をしない弁護士法人に対し届出をするよう勧告すること。

ウ 事務所名称規程に違反する事務所名称及び法人名称を使用しないよう勧告すること。

エ アからウまでに掲げる措置等に従わない場合に所属弁護士会に対して懲戒の手續に付することその他の指導をするよう求めること。

オ アからウまでに掲げる措置等に従わない場合に自ら懲戒の手續に付すること。

カ その他必要な措置

(2) 是正措置等を採用するか否かの判断は、常務理事会が行う。措置等を採用する場合においては、適宜の方法で弁明の機会を付与するものとする。

## 第5 外国法事務弁護士事務所等名称規程

外国法事務弁護士事務所等名称規程の解釈及び運用に関する指針については、第2から第4までに定めるところに準じるものとする。なお、外国法事務弁護士事務所等の名称に特有の事項に関する解釈及び運用の基準は、次のとおりとする。

1 外国法事務弁護士の事務所名称に当該外国法事務弁護士が役員に就任している企業の名称を用いることは、所属事業体の名称を用いる等一定の例外に該当する場合を除き、許容されないものとする。

2 外国法事務弁護士が弁護士を雇用した場合に、当該弁護士の氏又は氏名を含む事務所名称とすること（例えば、弁護士〇〇を雇用した場合に「〇〇外国法事務弁護士事務所」とすること）は、許容されないものとする。

3 事務所を共にし、取り扱う法律事務の範囲に制限を設けていない外国法共同事業を営む外国法事務弁護士であっても、当該外国法共同事業に係る弁護士又は弁護士法人と同一の事務所名称を使用しなくてもよいものとする。

4 外国法事務弁護士が自己の氏又は氏名を用いた事務所名称を付している場合において、事務所を共にする他の外国法事務弁護士が当該事務所名称を使用す

ることは、許容されるものとする。

5 外国法事務弁護士事務所等名称規程第3条第2項本文の「他の個人又は団体」は、我が国のものに限られないものとする。

6 地名、普通名詞等他と識別する機能のない字句のみを用いた他の団体の名称（例えば、「あおぞら会」）は、外国法事務弁護士事務所等名称規程第3条第2項本文の「他の団体の名称」には該当しないものとする（例えば、「外国法事務弁護士事務所あおぞら会」は、許容されるものとする。）。

7 共同法人の事務所名称に、当該共同法人の外国法事務弁護士である社員の所属事業体の名称を用いる場合は、特段の事由のない限り、第2第6項ア(ウ)に定める自己の氏又は氏名以外の個人（故人を含む。）の氏又は氏名を用いる客観的かつ合理的理由があるものとする。

#### 附 則

この指針は、平成25年3月14日から施行する。

附 則（平成26年6月19日改正）

第4第1項の改正規定は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成26年12月18日改正）

題名、第1第1項及び第2項第1号、第2第1項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第1号及び第7項並びに第4第2項第1号の改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（平成26年法律第29号）の施行の日から施行する。

（平成27年政令第414号で平成28年3月1日から施行）

附 則（令和3年6月18日改正）

目次、第1第1項、第2項第1号及び第3項、第2第1項第2号及び第5項第1号並びに第5の見出し、本文及び第5項から第7項（新設）までの改正規定は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号）第2条の規定の施行の日から施行する。

（令和4年政令第41号で令和4年11月1日から施行）